



Q
疑問

私の収入は公的年金で、金額は 185 万円です。年金が 400 万円以下なので確定申告はしませんでした。それ以外には、自分で加入して受け取っている個人年金が 15 万円あります。申告が不要だと思っていたら、平成 31 年度の途中で住民税と国民健康保険税が上がりました。個人年金も所得になるのですか。申告はどうするのでしょうか。

A
答え

個人年金は、受取額から掛金（払込保険料）等を差し引いた残額が所得になります。申告時には、このような内容の分かる証明が必要です。申告前に証明が送付されない場合は、ご加入の保険会社等に確認してください。

今回のような場合は所得税の確定申告は不要ですが、町県民税（住民税）の申告が必要になります。所得税の申告と同じように、給与・年金など収入の源泉徴収票、個人年金や一時所得の受取の証明、生命保険料控除の証明、医療費控除の明細など該当するものと印かんなどを準備して、申告をしてください。

■申告をお忘れなく

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納税する申告納税制度になっています。確定申告をしなければならない人や確定申告をすれば税金が戻る人は、正しく計算し期限内に申告を済ませてください。

平成 23 年分確定申告から公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の人は、所得税の申告は不要になりました。この場合でも、還付を受けるための申告書を提出することはできます。

また、次のような人は所得税がかからなくても町県民税（住民税）の申告が必要です。申告をされないと町県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の正しい算定ができない場合があります。

- ①遺族年金または障害年金だけを受給されている人
- ②農業、営業、配当、地代、家賃などの所得がある人
- ③生命保険料・地震保険料控除や医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など、各種控除を受けようとする人
- ④収入がなくても国民健康保険等に加入している人 など

※生命保険等の満期や解約等の受取金（一時所得）、個人年金（雑所得）は、お受け取りの金額によっては申告の対象になります

確定申告の受付

申告受付は令和 2 年 2 月 17 日（月）からです。所得税（税務署）の確定申告をされた人は、町県民税の申告は必要ありません。なお、役場庁舎では受付を行っていませんのでご注意ください。

日程や会場など、詳しいことは令和 2 年 1 月号の広報でお知らせします。

